

狛江市子どもの権利条例 逐条解説



令和8年2月
狛江市



1. はじめに

子どもは生まれながらにして一人の人間としての権利があります。子どもであることを理由としてその権利が認められないということや、大人の都合でその権利が不当に侵害されることがあってはなりません。子どもと子育て家庭を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、いじめや児童虐待、ヤングケアラー等、子どもの権利が侵害されている事例が全国でも相次いでおり、狛江市においてもそのような事例があることも事実です。

また、子どもの権利に関する世界共通の基盤として平成2年に発効した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）では、その背景となる考え方として、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）だけではなく、「子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。しかしながら、子どもの権利条約の認知度は国の調査※においても半数程度に留まり、条約が子どもの基本的人権や年齢・成長の度合いに応じた子ども特有の権利を定めていることや、上記のような子ども観の転換の考え方については、これまで十分に周知されているとはいえません。

狛江市においては、令和2年7月に「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」を施行し、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めました。また、狛江市における、子ども・子育て施策のマスタープランである第3期子ども・若者応援プラン（令和7年度～）においても、子どもが単なる子ども施策の対象とされるのではなく、自らの人生の主演として自分らしく主体的に、また、地域とともに生きていくことができるようにするために、世代を超えた全ての人がお互いに自分らしさや多様性を認め合い、尊重し合えるまちを目指すこととしています。しかしながら、子どもに特化した権利に関する条例がないこと、また、計画は時限を区切って、政策・施策を計画的に実施していくためのものであり、その時々状況に左右されることがないように長期的かつ安定的に子どもが安心してありのままで暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、狛江市においても、子どもの権利条約や日本国憲法、こども基本法の理念に基づき、子どもの身近な生活の場である狛江という地域において、子どもの権利を保障していく法的な根拠を定め、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指し、市全体でその理念を共有し、実践していくために、狛江市子どもの権利条例を制定することとしました。

制定に当たっては、単に前例にならうのではなく、狛江市の子どもの意見を取り入れながら子どもの実情に合わせた狛江市ならではの条例を制定したいと考え、「みんなの声で狛江が変わる！」の言葉のもと、様々な取組を行ってきました。

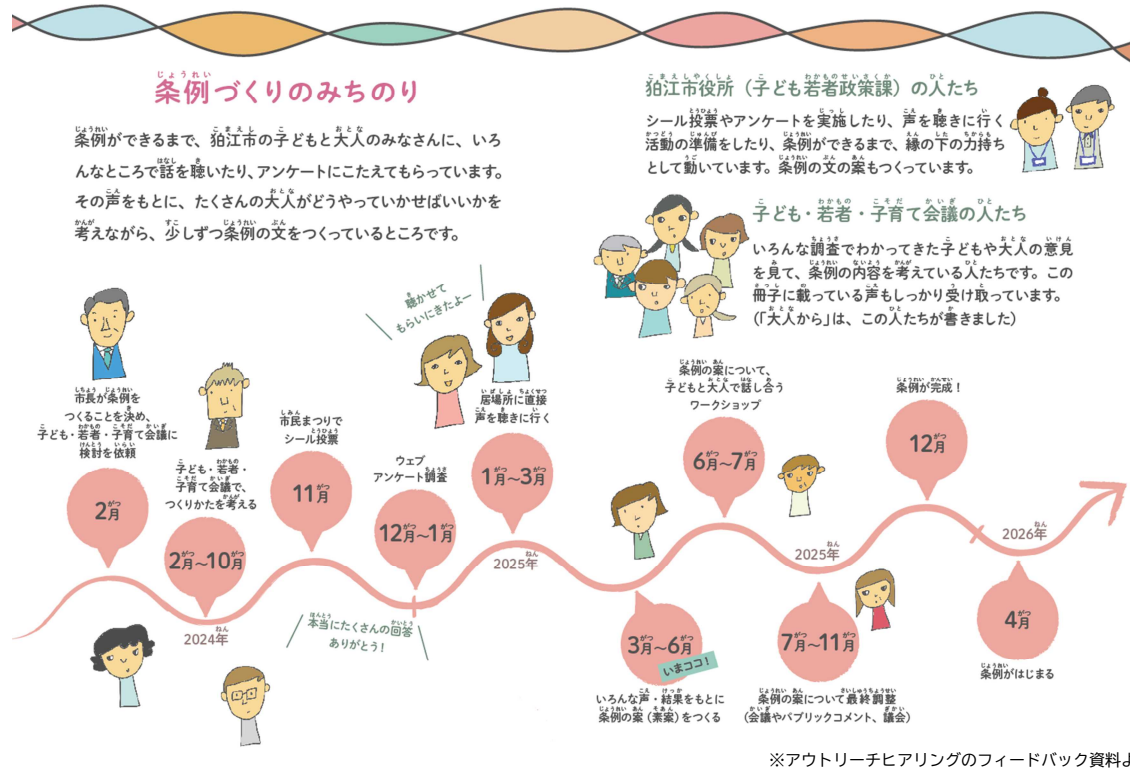
本逐条解説では、条例の各条文について解説し、その意義や目的、条文の背景となるもの

等について明らかにしています。これにより、大人も子どもも全ての人がこの条例の理念や内容を理解し、条例の実践につながることを期待しています。

※こども家庭庁令和5年調査「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」における児童の権利に関する条約の大人の認知度（53.2%）。



2. 条例ができるまで



（1）条例制定に向けた啓発リーフレットの作成・配布

- ・令和6年11月実施
- ・小学生向け、中高生向け、大人向けの3種類のリーフレットを作成
- ・学校や市民まつり等において配布



(2) 啓発グッズの作成

- ・条例の機運醸成や啓発のためグッズとして、のぼり、ウェットティッシュを作成
- ・のぼり：市内各施設に設置
- ・ウェットティッシュ：市内各施設に配架
(WEB アンケートの際はポケットティッシュも作成)



(3) 子どもの権利「シール投票 @市民まつり」の実施

- ・令和6年11月17日実施
- ・条例の制定に向けて、啓発リーフレットを配布するとともに、主に子ども向けとして子どもの権利に関するシール投票を行ったほか、「狛江がもっとこうなったら良いな」を子どもが自由に記載
- ・延べ421票の投票



(4) WEB アンケートの実施

- ・令和6年12月27日～令和7年1月17日に実施
- ・条例の制定に当たって、子どもから大人まで幅広い年代の方から子どもの権利等について意見を聴き、条例検討の基礎資料とするとともに、市民全体が条例について考えるきっかけとなることを目的にWEB アンケートを実施
- ・計1,884件の回答

(5) アウトリーチヒアリングの実施

- ・令和7年1月～3月に実施
- ・条例の制定に当たって、子どもの居場所に伺い、子どもから直接意見を聴き(アウトリーチヒアリング)、その意見を分析し条例検討の基礎資料とすることで、子どもや子育て当事者等の意見を反映した条例案を作成することを目的に実施
- ・計10団体に実施
- ・実施後には、子どもへのフィードバックや子どもの声を広く共有するため、条例の検討段階において、大人からの声や検討過程等も記載したアウトリーチヒアリングのフィードバック資料を作成



(6) (市共催事業) 講演会「こどもの声を聴くために」※主催：こまえ・こどもの権利を考える会

- ・令和7年2月1日実施
- ・副島賢和先生による講演会、狛江市内の先生からのお話及びクロストークを実施

(7) 動画チャレンジの実施

- ・令和7年2月1日～2月28日に実施
- ・条例の制定に当たって、当事者である子どもも含め、市全体で楽しみながら気軽に条例や権利について触れるきっかけをつくる。また、条例の周知と子どもの権利への理解促進を目的に実施
- ・Instagramで所定のハッシュタグをつけて1分間の動画を投稿



(8) 条例検討ワークショップの開催

- ・条例の制定に向けて、様々な手法により意見聴取を行った結果を通して「(11) 子ども・若者・子育て会議」において検討した条例案について、子どもや子育て当事者等に改めて意見を聴くことや意見表明の意識の醸成等を促すためのワークショップを実施
- ・令和7年6月14日(大人向け)
- ・令和7年6月21日・24日(子ども向け)
- ・令和7年7月5日(大人・子ども合同ワークショップ)



(9) 子ども・若者・子育て会議での議論

- ・月1回程度会議を開催(有識者・関係機関・市民委員 計16名)
- ・条例制定に向けて令和5年度から令和7年度にかけて計18回の会議において議論を重ねた。
- ・令和7年8月12日、(仮称)子ども条例の制定について、会長より答申



(10) 市民説明会及びフォーラムの開催

- ・ 条例案に係る市民参加手続きの取組の一つとして、市民説明会及びフォーラムを開催
- ・ 令和7年9月15日（市民説明会及びフォーラム）
- ・ 令和7年9月18日（市民説明会）

※フォーラムテーマ「大人の皆さん、私たちの声届いてますか？～狛江の未来は子どもの声から始まる～」

(11) パブリックコメントの実施

- ・ 条例案に係る市民参加手続きの取組の一つとして、令和7年9月1日～30日にパブリックコメントを実施
- ・ 計43件の意見

(12) 条例の議決

- ・ 令和7年狛江市議会第4回定例会において、条例が全会一致で可決
- ・ 令和7年12月23日、条例を公布



3. 条例の構成

狛江市子どもの権利条例

令和7年12月23日
条例第54号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

- ・ 目的
- ・ 定義

第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

- ・ 基本となる権利
- ・ 生きる権利及び成長・発達する権利
- ・ ありのままにいられる権利
- ・ 自分で自分のことを決める権利
- ・ 意見表明及び参加・参画する権利

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

- ・ 大人の役割
- ・ 保護者の役割
- ・ 施設関係者の役割
- ・ 団体の役割
- ・ 市の役割

第4章 基本となる施策（第13条―第19条）

- ・ 虐待の防止
- ・ いじめの防止
- ・ 子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり
- ・ 子どもの居場所づくり
- ・ 意見表明及び参加・参画の促進
- ・ 相談体制
- ・ 子育て家庭等への支援

第5章 施策の推進及び体制（第20条・第21条）

- ・ 条例の普及・啓発
- ・ 推進体制・効果検証

第6章 雑則（第22条）

- ・ 委任

付則

この条例は、前文及び本則6章22条で構成しています。

第1章（第1条・第2条）総則では、条例の目的と用語の定義について定めています。

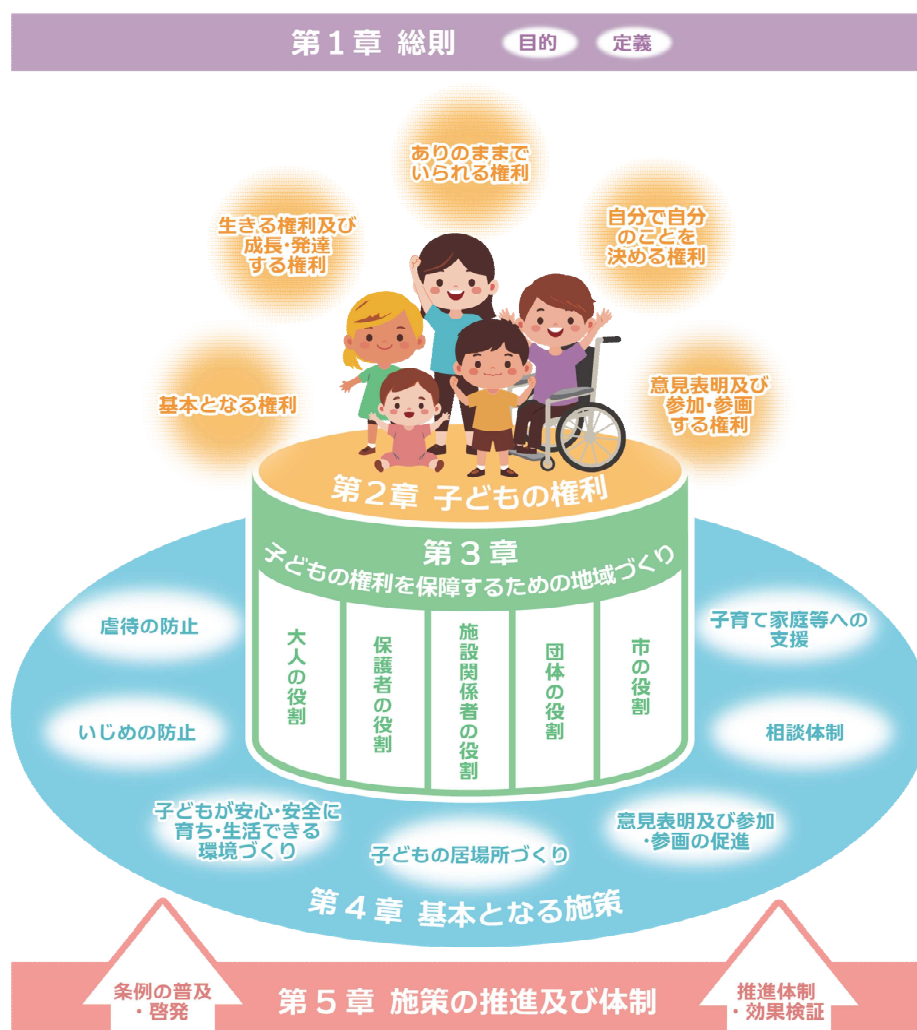
第2章（第3条～第7条）では、子どもの権利について定めています。

第3章（第8条～第12条）では、第2章で定めた子どもの権利を踏まえ、子どもの権利を保障するための地域づくりとして、大人・保護者・施設関係者・団体・市の役割について定めています。

第4章（第13条～第19条）では、第2章で定めた子どもの権利や第3章で定めた子どもの権利を保障するための地域づくりを踏まえ、この条例における基本となる施策を定めています。

第5章（第20条・第21条）では、条例・施策の推進及び体制・検証について定めています。

第6章（第22条）は雑則となります。



※この条例の「構成」について図式化したイメージ図です。



4. 条文の解説

前文

(子どもからのメッセージ)

私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。

私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。

強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。

狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でごみやたばこを捨てたりしないように、まちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見ています。

私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休む時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいると、とても嬉しいです。

良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気付けます。

(市・大人からのメッセージ)

基本的な人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。子どもにも大人と等しく基本的な人権が認められること、子どもには成長・発達に応じた子ども特有の権利が認められることは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法、こども基本法（令和4年法律第77号）でも定められています。また、子どもの権利条約では、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」及び「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則を定めています。

子どもの権利条約は、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）だけではなく、「子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

私たちは、子どもを一人の人間として尊重し、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的な人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利を守ります。子どもの意見、気持ち及

び考えを受け止め、子どもとの対話を通じて、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、その実現のために子どもとともに努力していきます。

私たちは、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。子どもは粕江の宝であり、いかなる富をもってしても子どもに優る宝はありません。

私たちは、市全体でこの条例の理念を共有し、実践していくために、私たち大人や子どもの身近な生活の場である粕江という地域においてこの条例を制定します。

【解説】

前文は、条例の基本的な考え方やメッセージを表す部分のことです。前文の作成に当たっては、条例検討ワークショップ等において検討を行いました。特に子どもからのメッセージについては、ワークショップにおける子どもからの声を採用して作成しています。なお、前文は、以下の背景・考え方に基づいて、作成しています。

子どもの権利に関する世界共通の基盤として、子どもの権利条約が、平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効しました。子どもの権利条約は、戦禍により多くの子どもが命を失った経験から、特に子どもの基本的人権を取り上げてこれを包括的に保障する法的な効力のある条約として成立したものであり、この点において画期的な条約であるといえます。

子どもの権利条約では、4つの一般原則を定めていますが、その背景となる考え方として、子どもは大人と等しく人間的な価値を持っていること、さらには、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）から、それだけではなく、「子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。すなわち、子どもの権利条約は、子どもを権利の主体であると捉え、大人と同様に子どもにも権利の主体として様々な権利を認めると同時に、子どもが成長の過程にあり保護や配慮が必要なことから子ども特有の権利を認めているものであり、これらのような理念は、子どもの権利条約を理解する上で欠かすことのできない重要な点です。

日本においても、平成6年4月に子どもの権利条約を批准し、令和5年4月、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神に則り子どもの権利に関する包括的な基本法としてこども基本法が施行されました。

粕江市においても、子どもの権利条約や日本国憲法、こども基本法を踏まえ、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的人権や子ども特有の権利を守っていくことは大人の責任であると考えています。また、子どもの最善の利益や、子どもの意見表明及び参加・参画する権利を守っていくことは、子どもの健やかな成長・発達や粕江市の未来にとっても必要なことと考えています。子ども一人ひとりの権利が保障・尊重されるためにも全ての人の権利を大切にできる地域づくりを目指していきたいと考えています。

これらのことにより、狛江市では、狛江という地域において、子どもが権利の主体としてありのままで心も身体も健やかに成長・発達し、暮らしていくために、狛江市として特に大事にするべき子どもの権利について定めるとともに、子どもの権利を保障し推進していくための仕組みについて明らかにし、その理念を、保護者、大人、施設関係者、団体等、市全体で共有し実践していくことで、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指すという思いを込めて、この条例を制定することとしました。

※子どもの権利条約で定める4つの一般原則とは、以下のとおりです。

①差別の禁止（差別のないこと）

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、全ての権利が保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利が大人と同じように保障されるべきものであることを改めて確認し、子どもの権利を保障するために必要な事項について定めるとともに、子どもの生命・身体や成長・発達のための基本的な権利が守られるだけでなく、子ども一人ひとりの資質や希望に応じた成長・発達を支えるための環境整備を行っていくための根拠を定め、子どもが権利の主体として、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指すことを目的とします。

【解説】

条例を制定する主旨、目的について規定しています。

この条例は、子どもの権利条約や日本国憲法、こども基本法等の関連法令の考え方に基づいて制定するものです。狛江市として特に大事にするべき子どもの権利について定め、それらを保障するとともに、その理念を市全体で共有することで、子どもの成長・発達を支え、子どもが権利の主体として、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 原則として市内に在住・在学・在勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者をいいます。ただし、これらの者と同等の権利を認めることが適当であると認められる者も含めるものとします。
- (2) 大人 市内に在住・在学・在勤又は滞在する子ども以外の者をいいます。
- (3) 保護者 子どもの親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (4) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- (5) 施設関係者 施設に従事している職員（ボランティアを含む。）をいいます。
- (6) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいいます。
- (7) 市 市、教育委員会等の行政委員会も含めた執行機関をいいます。

【解説】

条例に規定する言葉の意味について規定しています。

子どもの定義について、成人年齢が18歳であることから、この条例においても市内に在住・在学・在勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者を対象とします。狛江市に住んでいる人だけではなく、遊びや通学等、市内にある学校に通っている人、市内の施設等を利用する人や、市内にある事業所で働いている人、事業活動をしている人も対象としています。ただし、必ずしも一律に年齢で区切ることが適切ではないこともありますので、この他にこれらの人と同等の権利を認めることが適当であると認められる場合は、18歳以上の人についても含むこととしています。

大人の定義については、過去に子どもであった全ての人のことをいい、狛江市に住んでいる人や市内で働いている人、余暇活動などで市内で活動する人なども含まれます。大人は、過去には子どもであったものが段階的に成長して大人になったもので、子どもと大人の間には連続性がありますので、この条例は子どもと大人を分断して対立的に捉えているものではありませんが、まずは大人が子どもの権利を保障する役割を有していると考えられることから、この条例では子どもと大人を分けて定義しています。

保護者の定義については、親や里親の他、親に代わり子どもを養育する人が含まれます。

施設の定義については、児童福祉施設とは、保育所や児童館、学童クラブなどです。学

校とは、小・中学校、高校や幼稚園などです。社会教育に関する施設とは、図書館や公民館、体育施設などです。その他子どもが利用する施設も含まれます。

施設関係者の定義については、施設において働いている職員や施設の運営に関わる事業者、ボランティアスタッフなども含まれます。

団体の定義については、企業や事業者のように市内で営利活動を行うもののほか、NPO法人や市民公益活動団体、町会自治会のように市内で非営利活動を行う団体も含まれます。

市の定義については、市のほか、教育委員会等の行政委員会も含めた執行機関としますが、各条文それぞれの規定内容に鑑み、その都度、適切な執行機関が担うこととします。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第3条 子どもは権利条約及びこども基本法に基づき、子どもは権利の主体として大人と同じように権利が保障され、更に子どもは成長の過程にあることから子ども特有の権利が保障されます。市では、子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、次条から第7条までに掲げる子どもの権利を特に大切に保障されなければならない権利として定めます。

【解説】

この条例で規定する子どもの権利の基盤となるものを記載しています。

子どもは権利の主体として大人と同じように権利が保障され、更に子どもは成長の過程にあることから子ども特有の権利が保障されます。

この条例では、子どもの権利条約及びこども基本法で定められている権利が保障されることを改めて確認し、子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに狛江市において特に大切なものとする子どもの権利について規定しています。

まずは、子どもには大人と同じように権利があることを知ることが大切です。全ての人は、自分と同じように、他の人にも同様に権利があることを知り、その権利も同じように尊重することが大切です。

(生きる権利及び成長・発達する権利)

第4条 子どもは、安心して生きるため、社会から守られ支援を受けることができ、また、様々な経験を通じて健やかかつ豊かに成長・発達することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して安全に過ごすことができ、命が守られ尊重されること。
- (2) 愛情をもって大切に育まれること。
- (3) 健康に暮らすことができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待及び体罰その他の権利侵害を受けず、放置されないこと。

- (5) 心や身体が疲れたときに安心して休息することができること。
- (6) 自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。

【解説】

この条例において、生きる権利及び成長・発達する権利とは、家庭の環境に左右されることなく、子どもが安心して生きることができ、心も身体も健やかに成長・発達することができることをいいます。

子どもの命が守られることは当然のことですが、命が守られるだけでなく、愛情をもって大切にされながら育まれることで子どもは安心して生活することができます。虐待や暴力等の権利侵害を受けることなく、また、病気や怪我をした際には適切な医療を受けることも保障されます。

なお、ここでいう暴力には、身体的暴力だけではなく、心理的暴力やその他の形態による暴力も含まれます。例えば、侮辱的な発言や罵倒、脅迫や威圧的言動、自尊心を傷つけるような比較をすること、否定的評価を繰り返し行うこと、無視や仲間外れ、交友関係の制限や立場を利用して圧力をかけたり支配したりすること等も含まれます。

子どもが健やかに成長・発達していくためには、子どものやりたいことや、興味のあること等、子どもが自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境を整えていくことが大切です。自然に親しむ体験、スポーツや運動の体験、集団活動の体験、職業体験、科学に親しむ体験、社会参加・参画、ボランティア体験、歴史や文化に触れる体験等、学校教育等を含めた学びや遊び等を通した様々な体験を積み重ねていくことで、健やかかつ豊かに成長・発達することができます。子どもの成長・発達に応じて自身が興味を持つ課題に取り組み、それらの課題の達成や失敗の体験ができることも必要です。

また、心や身体が疲れたときには、安心して休息することができることも大切です。

条例制定に係る取組における WEB アンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても、子どもが大人に特に改善して欲しいと思うことについて、遊びたいときに遊べなかったり、休みたいときに休めないこと、という意見を多くいただきました。

(ありのままでいられる権利)

第5条 子どもは、ありのままでいることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 個性や多様性が認められ、誰かと不当に比べられることなく、ありのままの自分で行われること。
- (2) 年齢、性別、国籍、言語、宗教、文化、発達、障がいの有無、家庭環境、個性及びそれぞれの特徴その他のいかなる理由によっても差別を受けないこと。
- (3) 平等に扱われ、公正に評価されること。この場合において、年齢、性別、国籍、言

語、宗教、文化、発達、障がいの有無、家庭環境、個性及びそれぞれの特徴等により子どもにとって不利な点があるときは、合理的な範囲で配慮をされること。

【解説】

この条例において、ありのままでいられる権利とは、良いところも苦手なところも無理をすることなくそのままの自分を大切にしながら、たとえきょうだいやまわりの友達などと違っていても不当に（正しくない方法や公平でないやり方で）比べられたり、子ども扱いされることなく過ごすことができることをいいます。また、年齢・性別・国籍・言語・宗教・文化・発達・障がいの有無・家庭環境・個性及びそれぞれの特徴等により差別を受けないことは当然のことであり、それらにより、不利な点があるときには、合理的な範囲で配慮をされることが大切です。

このありのままでいられる権利は、条例制定に係る取組における WEB アンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても子どもからの意見が特に多かったものです。この条文については、「自分らしくいられる権利」という表現もありましたが、条例検討ワークショップにおける子どもの声を踏まえて、「ありのままでいられる権利」という表現としています。

（自分で自分のことを決める権利）

第6条 子どもは、自分に関することを自分で決めるための良好な環境を求めることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （1）自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。この場合において、必要に応じて相談ができること。
- （2）様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。
- （3）自己決定に際して、次条に規定する自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現（以下「意見表明」といいます。）することができ、それらを受け止め応答してもらえる人間関係が保障されること。

【解説】

この条例において、自分で自分のことを決める権利とは、自分に関することや自分の将来に関することなどを誰かに決められることなく、成長・発達に応じて自分で主体的に選択することができることをいいます。そのためには、第7条にて規定している意見表明をすることができ、必要に応じて周りに相談できることや大人等との応答的なコミュニケーションによる良好な人間関係が保障されることが大切です。また、応答的なコミュニケーションが保障されるためには、大人等が子どもの意見、気持ち及び考えについて気に掛け反応することや、話を聴いて理解し合うことが大切です。

子どもの成長・発達のためには、子どものやりたいことや興味のあること、学びたいこ

とに挑戦することができ、その環境が保障され、応援してもらうことが大切です。また、挑戦の結果、失敗したとしてもその失敗には価値があると認められ、尊重されることが大切です。

一方で、子どもが決めることが難しい場合においては、大人等が子どもの意見、気持ち及び考えを尊重し、応答的な人間関係の中で、十分に話し合いながらその選択をしていくことが必要です。

条例制定に係る取組における WEB アンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても、自分の希望に従って挑戦する機会を与えて欲しいことや自分の意見を認めて欲しいということについて、子どもから多くの意見をいただきました。

(意見表明及び参加・参画する権利)

第7条 子どもは、意見表明することができ、自分に関わることについて参加・参画することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見表明の機会が確保されること。
- (2) 意見表明することができ、子どもの最善の利益の観点から、それらが尊重されること。この場合において、意見表明をしないことも保障されます。
- (3) 表明及び表現した意見、気持ち及び考えについて、検討された結果を知ること。
- (4) 対話をして協働できること。
- (5) 地域の活動に参加・参画できること。

【解説】

この条例において、意見表明及び参加・参画する権利とは、子どもが自由に自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現することができ、また、それらが検討された結果やその理由についてフィードバックを受けることができることをいいます。この場合において、意見表明をしないことも保障されます。

子どもの意見表明権を保障するためには、①成長・発達に応じた事前説明がなされること、②意見表明の機会が確保されること、③子どもの意見を正に重視し、子どもの意見がどの程度重視されたかに関する情報を提供すること、という3つのプロセスを繰り返し行うことが必要であり、第6条にて規定する必要に応じた相談や応答的なコミュニケーションによる良好な人間関係が保障されることが大切です。

大人は、「子どもの最善の利益」を考えるに当たっては、「子どもの立場に立った子どもの最善の利益」ではなく、「大人が考える子どもの最善の利益」になってしまいがちです。子どもの意見、気持ち及び考えを検討するに当たっては、「大人が考える子どもの最善の利益」ではなく、子どもの意見、気持ち及び考えを理解した上で、子どもの立場に立って、子どもにとって最も良いことが優先して考慮されるよう、子どもとともに考える必要があります。

また、子どもも地域の一員であることから、成長・発達に応じて大人と同等に社会参加・社会参画できることも大切です。

条例制定に係る取組における WEB アンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても、自分の意見を認めて欲しいということについて、子どもから多くの意見をいただきました。

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

（大人の役割）

第8条 大人は、子どもが大人と同じように権利の主体であることを認識し、ともに、ありのまま安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

2 大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。

3 大人は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めるものとします。

【解説】

子どもの権利を保障するための大人の役割について規定しています。

子どもの権利が守られ、子どもが成長・発達を支援していくためには、大人の役割がとても大切であることから規定しているものです。大人は、第3条から第7条までに規定されている子どもの権利を守る役割があります。また、子どもの権利を保障するためには、地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、それぞれの立場でできることから関わり、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていくための地域の一員としての役割を期待することを規定しています。

（保護者の役割）

第9条 子どもの権利を保障するためにも、保護者自身も地域で安心して暮らすことができることが大切です。また、他の保護者や地域の子育てに関わる人々を支える存在にもなり得ます。この場合において、保護者は、地域の中で支えられ、必要な支援を受けることができます。

2 保護者は、子どもの成長・発達、権利の保障についての重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと対話しながら、養育し、成長・発達を支えなければなりません。

3 保護者は、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求めることができます。

【解説】

子どもの権利を保障するための保護者の役割について規定しています。

保護者は子どもにとって最も身近な存在であり、かつ最も身近な立場にあることを踏まえると、保護者には子どもの養育及び権利の保障について第一義的な役割があります。そのため、保護者には、子どもの最善の利益とは何かを第一に考えて、子どもと十分に話し合いながら、子どもの選択を後押しするなどして、養育し、成長・発達を支えることが期待されます。しかしながら、その全てを保護者が引き受けなければならないわけではなく、むしろ、子育て家庭が地域の中で支えられ、子どもが保護者だけでなく地域の大人に見守られ支えられながら成長していくことは、その家庭のみでなく地域社会をより豊かにするものです。

子どもが幸せであるためには、子育て家庭の地域社会における孤立を防止するとともに、保護者自身が幸せを感じ自分らしく暮らすことができるようにすることが大切です。保護者は、地域の中で支えられ、子育てに不安や負担を感じた場合など、必要な支援を受けることができます。また、保護者は支えられる存在でありながら、保護者間においてお互いに支え合う存在にもなり得ます。その際、市や関係機関は、保護者の力を引き出していくことや各家庭に寄り添った必要な支援をしていくことが必要です。

（施設関係者の役割）

第10条 施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、話し合った上で、遊び・学び・体験等の活動を通じて、子どもの成長・発達を支援しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもを施設運営に関わる当事者の一員として認め、子どもの主体性を尊重し、子どもの施設における主体的な活動を啓発し、支援しなければなりません。

3 施設関係者は、施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所を確保することや、子どもの様々な遊び・学び・体験等の活動の機会を確保する等、子どもの権利を保障するために、市及び団体と連携・協力するよう努めなければなりません。

【解説】

子どもの権利を保障するための施設関係者の役割について規定しています。

施設とは、第2条に規定がありますが、保育所や児童館、学童保育クラブなどの児童福祉施設や小・中学校、高校や幼稚園などの学校及び図書館や公民館、体育施設などの社会教育に関する施設のことです。その他子どもが利用する施設も含まれます。施設関係者とは、同じく第2条に規定がありますが、施設において働いている職員や施設の運営に関わる事業者、ボランティアスタッフなども含まれます。

施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを第一に考えて、子どもと十分に話し合いながら、子どもが遊び・学び・体験等の活動を通して育っていくための環境を整

え、子どもが持っている可能性や力を引き出せるように支援していくことが必要です。その際、それぞれの立場でできることから取り組んでいくことが大切です。

また、地域における子どもにとって身近な施設であることから、市や団体と連携・協力して子どもの権利を保障していくことが必要です。

（団体の役割）

第 11 条 団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮に努めなければなりません。

2 団体は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めるものとします。

3 団体は、子どもを養育する従事者が子育てと団体活動を両立することができるよう、子育てしやすい環境をつくることに努めるものとします。

【解説】

子どもの権利を保障するための団体の役割について規定しています。

団体とは、第 2 条にも規定がありますが、企業や事業者のように市内で営利活動を行うもののほか、NPO 法人や市民公益活動団体、町会自治会のように市内で非営利活動を行うものも含まれます。団体は、その活動によって影響を受ける子どもの権利を守ることや、団体に所属する者の子育てと団体活動の両立を支援していくことが大切です。また、子どもの権利を保障するためには、企業や事業者のような営利団体のほか、NPO 法人や市民公益活動団体、町会自治会のような非営利団体の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、それぞれの活動の範囲や立場でできることから関わり、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を期待することを規定しています。

（市の役割）

第 12 条 市は、子どもにとって最も良いこととは何かを考えて、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと話し合った上で、子どもに関する施策を決定し、実施します。

2 市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、子どもに関する施策を実施するとともに、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。

【解説】

子どもの権利を保障するための市の役割について規定しています。

市は、子どもに関する施策を進めるに当たっては、子どもにとって最も良いこととは何かを第一に考えて、子どもと十分に話し合うとともに、子どもの権利を保障するために第

8条から第11条までに規定されている各主体と連携するほか、各主体がそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合えるように必要な支援をすることで、条例の理念が市全体で共有され、子どもの成長・発達を支え、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。

第4章 基本となる施策

(虐待の防止)

第13条 子どもに対する虐待は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2 市、施設関係者及び団体は、子どもが虐待を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な対策を講じます。

3 市は、子どもが虐待を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

4 市は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待の早期発見のために必要な体制を整備するとともに、虐待を受けた子どもに対し、迅速かつ適切に必要な支援を行います。

5 市は、子どもに対する虐待の防止及び早期発見のため、子育て家庭へ必要な支援を行うとともに、大人、保護者、施設関係者及び団体に対し、必要な啓発に努めます。

6 市は、虐待を受けたことその他の理由により、保護者から離れて暮らしている子どもに対し、関係機関と協力し、安心して安定した日常生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

【解説】

子どもに対する虐待の防止について規定しています。

児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法においても定められているとおり、虐待は、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

児童虐待の防止等に関する法律において、「児童虐待」とは、以下のように規定されています。

①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①②④の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。）その他の児童に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。

子どもの虐待を防止するためには、施設関係者等を含む地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、施設関係者、団体の役割について規定しています。

なお、「安心して相談し」とは、重大な権利侵害になる前に相談してもらいたいという思いを表しているとともに、相談者の秘密やプライバシーが守られ、相談に対するハードルを下げる取組を意味しています。また、「早期発見のために必要な体制を整備する」とは、児童相談所をはじめ、庁内関係各課や保育所、学童クラブ、児童館、学校のほか、保健所、警察、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、事実調査等を行うことや、権利侵害が発生した後だけではなく、それを未然に防ぐための対応を含む支援体制を整備することを意味しています。

(いじめの防止)

第 14 条 いじめ（狛江市いじめ防止基本方針に定めるいじめをいいます。以下同じです。）

は、子どもの権利を侵害するものであり、どのような理由があっても許されるものではありません。

- 2 市及び施設関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心して過ごすことができる環境を整え、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、互いに連携して組織的にいじめの未然防止、早期発見及び対処に取り組みます。
- 3 市、施設関係者及び関係機関は、子どもに対するいじめの不適切な行為及び言動が確認された場合には、速やかにその行為を止め、いじめを受けた子どもが安心を取り戻せるよう支援を行います。この場合において、そのような行為を行った子どもに対しても、適切な支援を行います。

【解説】

子どものいじめの防止について規定しています。

いじめはどのような理由があっても許されるものではありません。狛江市では、いじめ防止対策推進法に基づき、狛江市いじめ防止基本方針を定めており、また、各学校において学校いじめ対策委員会を設置することで、いじめの防止等の対策を組織的・総合的かつ効果的に推進しています。市及び施設関係者等の関係機関は、互いに連携して組織的にいじめの未然防止、早期発見及び対処に取り組み、いじめを受けた子どもが安心を取り戻せるよう支援を行うことは当然のこと、そのような行為を行った子どもに対しても、背景を踏まえた適切な支援を行います。

狛江市いじめ防止基本方針において、「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて

行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとしています。

例えば、他の子どもに対して、暴力をふるう、悪口を言う、無視する、仲間外れにするなど、他の子どもの心や身体に苦痛を与える行為は、SNS等のインターネットを利用したものも含め、いじめとなります。

（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり）

第15条 全ての子どもには、生まれ育った環境にかかわらず、安心してありのままで育つ権利があります。その権利を守るために、市は、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラー等、困難な家庭環境におかれている子どもの早期発見及び支援に取り組むとともに、それらに起因して格差を感じたり、生活の幅が狭まってしまったりすることのないよう環境整備に努めます。また、子どもの生活する家庭や地域を視野に支援を行います。

2 市は、子どもが健康を保持し、増進していくとともに、ありのままに豊かに育つための安全で良好な環境を整備します。

3 市、大人、保護者、施設関係者及び団体等は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

【解説】

子どもの心身の健康と安心・安全に育ち、生活できる環境づくりについて規定しています。

全ての子どもには、生まれ育った環境にかかわらず、ありのままで安心して育つ権利があります。子どもを取り巻く環境が変化する中、いじめや児童虐待等の権利侵害のほか、経済的な貧困・体験の貧困等に起因する様々な格差やヤングケアラー※等に対して、子どもの権利が保障されるよう、市は必要な啓発や環境整備を行うとともに子どもの生活する家庭や地域を視野に必要な支援をしていく必要があります。

市は、条例に基づき子どもの健康を守り、子どもがありのままに豊かに育つために必要な支援を行うことや安心して安全に過ごすことができる良好な環境づくりを進めます。また、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るためには、地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、大人、保護者、施設関係者、団体等の役割について規定しています。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者

（子どもの居場所づくり）

第16条 市は、子どもやその保護者との対話を重ね、子どもの成長・発達に応じて、子どもが求める多様な居場所を量、質や機能の面で充実させ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めます。

2 市、施設関係者及び団体は、子どもの成長・発達に応じて、子どもが望む遊びや学び、多様な体験・人との交流等により、豊かな人間性を育むことができる機会の提供や必要な場づくりに努めます。

【解説】

子どもが安心して過ごすことができる居場所について規定しています。

子どもの居場所とは、子ども本人にとって居心地が良いと思えるものであり、そこに行くかどうか、どのように過ごすか等は子ども本人が決めることが大切です。この場合において、場所・時間・人との関係性全てが居場所となり得ます。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態も含まれます。また、第4条第5号において規定しているように、子どもは、心や身体が疲れたときに安心して休息する権利があります。子どもは自らの意思で休息することができ、子どもが安心して過ごすことができる居場所は、こうした休息のために利用することができます。

子どもの居場所について、条例制定に係る取組におけるアウトリーチヒアリングや条例検討ワークショップからは、幼少期や学童期の課題や悩み・求めていることと、中高生・若者の課題や悩み・求めていることに違いがあること等も読み取れました。場所としては設けられていても、中高生・若者世代にとっては、過ごしにくいことがあることから、それぞれの世代にあわせた居場所づくりや意見を聴く場が必要です。

また、ボール遊びができる場所、公園のルール、遊具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見も多く寄せられました。子どもにとって、遊びは生活そのものであり、子どもの遊ぶ場所や居場所の使い方、ルール等を決定・変更する際には、子どもが主体的に参画できる機会が必要です。公園や施設の使い方、ルール等は、子どもも含めた地域全体の課題でもあります。地域づくりにもつながることから、子どもと大人がともに話し合う機会を通じて、ともに利用しやすい場となることを目指すことができる仕組みを設けることも必要です。

これらのことを踏まえて、市は、子どもの居場所について、子どもやその保護者との対話を重ね、子どもの成長・発達に応じて、子どもが望む多様な居場所を量、質や機能の面で充実させていくことに加え、安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めます。

また、地域における子どもの居場所づくりを推進していくためには、地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、施設関係者及び団体の役割について規定しています。市、施設関係者及び団体は、子どもの成長・発達に応じて、遊びを含めた地域における多様な学び、体験、人との交流等により豊かな人間性を育むこと

ができる機会の提供や必要な場・空間づくりに努めます。

（意見表明及び参加・参画の促進）

第 17 条 市は、子どもに関する施策について、子どもが安心して意見表明し、参加・参画することができる機会を提供します。

2 市、大人、保護者、施設関係者及び団体は、子どもが安心して意見表明することができる機会を提供し、子どもの意見、気持ち及び考えを聴いて検討した上で、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めます。

【解説】

子どもの意見表明及び参加・参画の促進について規定しています。

第 7 条において、子どもは、自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現し、自分に関わることについて参加・参画することができる旨を規定しています。

市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが安心して意見、気持ち及び考えを表明し、参加・参画することができる機会を提供しますが、乳幼児や障がい児、外国にルーツのある子ども等、自らの意思をうまく表現できないことがあることにも配慮し、意見、気持ち及び考えが表明できるよう支援することが必要です。身近な存在である保護者や、大人、施設関係者、団体においても、そのような子どもの意見、気持ち及び考えを汲み取る姿勢が必要です。また、市、大人、保護者、施設関係者、団体は、子どもの意見、気持ち及び考えを聴いて検討した上で、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくように努め、子どもとの応答的な対応に努めるものとします。

この条例では、第 20 条において、条例の普及・啓発について規定していますが、条例制定に係る各種取組において寄せられた子どもの意見に鑑みると、子どもの意見を尊重しようとする大人の意識の醸成が大切であることが読み取れます。また、子どもの意見、気持ち及び考えを聞くだけではなく、それらを軽視したり、子どもの意思に反してそれらが外部に漏洩されることがないよう、市、大人、保護者、施設関係者及び団体は、子どもの意見、気持ち及び考えを適切に取り扱うことができるように配慮する必要があるとともに、市は、適切な研修の機会を提供する等、条例の普及・啓発に努めることが必要です。

（相談体制）

第 18 条 市は、子どもが暴力、いじめ、虐待及び体罰等の権利侵害その他の不利益を受けた場合のほか、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう安心して日常的に相談等ができる窓口体制を整備します。

2 施設関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めなければなりません。

3 市は、子どもからの相談について適切な支援を行うほか、子どもからの相談を受けた者

が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携体制の強化に努めます。

【解説】

子どもの権利を保障するための相談体制について規定しています。

「安心して」とは、重大な権利侵害になる前に相談してもらいたいという思いを表しているとともに、相談者の秘密やプライバシーが守られることを意味しています。「日常的に」とは、子どもがいつでも子ども自身のタイミングで気軽に話することができることで相談等に対するハードルを下げる取組等を意味しています。

子どもは身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることを話したり相談したりすることがあるため、施設関係者においても子どもが安心して相談できる体制の整備に努めるものとしています。また、その際、子どもにとって最も良いこととは何かを第一に考え、子どもの意見、気持ち及び考えを汲み取ることが大切です。

また、市は各種相談窓口において、子どもからの相談に対して適切な支援を行うほか、相談内容に応じて、関係機関につなぐなど丁寧な対応が必要であるため、関係機関との連携の強化に努めることとします。

（子育て家庭等への支援）

第19条 市は、子どもの健やかな成長と、家庭において安心して子育てできるような環境をつくるために、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組みます。

2 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、困難を抱えている家庭が声を上げ、支援が受けられるように、施設関係者及び団体等と連携・協力し、子育てしやすい環境づくりを行います。

【解説】

子育て家庭等への支援について規定しています。

子どもの健やかな成長と、子育て家庭が安心して子育てできるような環境をつくるためには、地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域で子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組むことを期待して規定しています。

また、子育て家庭への支援に当たっては、市は、家庭の状況によっては支援を求めることが困難な状況にあることも考慮した上で、当たり前に関心し相談でき支援が受けられるように、関係機関と協力して子育てしやすい環境づくりを行います。

第5章 施策の推進及び体制

(条例の普及・啓発)

第20条 市は、全ての人が子どもへの理解と関心を深め、子どもの権利を保障していくことができるよう、この条例の存在や理念等の内容について、様々な機会を捉えて普及啓発に努め、意識の醸成に取り組みます。

【解説】

条例の普及・啓発について規定しています。

子どもの権利を保障するためには、全ての人が条例の主旨を理解し実践していくことが必要であることから、市は様々な機会を捉えて、普及啓発に努めていくことを規定しています。

また、他者の心の理解や違いを認め合い、自らの権利を大切にすることやまわりの人の権利を尊重することの大切さも認識することが必要であることから、市は学校教育や成長・発達の段階に応じた様々な機会を捉え、普及啓発に努めていくことを規定しています。

(推進体制・効果検証)

第21条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策を進めるために、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

3 市は、子どもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

4 市は、この条例を推進するために必要な財政的な措置を講ずるものとします。

【解説】

子どもに関する施策を進めていくための推進体制と効果検証について規定しています。

狛江市では、既に子どもに関する分野別の計画を策定しています。第1項で規定する計画については、子どもに関する分野別の計画を踏まえながら、また、その他関連計画との整合性を考慮した上で策定し、その内容について定期的に検証し、公表します。その際、子どもの参加・参画の視点への配慮や、必要に応じて関連機関からの助言等を得ながら進めていきます。また、条例を推進していくためには、財政的な措置が必要となることから、財政的な側面についても規定しています。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

この条例の施行について、その他必要な事項は規則等で別に定めることを規定しています。

付則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（制度の検討）

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途に、この条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、子どもが権利の救済を求めることができる体制の整備については、時期によらずこの条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案して検討します。

【解説】

この条例の施行日及び制度の検討について定めたものです。

子どもの権利が保障されるためには、条例の理念が市全体で共有され実践されていくことが必要です。そのためには、条例施行後における各施策の運用実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を踏まえて定期的に見直しを検討する必要があります。市長は、条例の施行後3年を目途に見直しについて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとします。

なお、子どもが権利の救済を求めることができる体制の整備については、時期によらずこの条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案して検討していくこととします。



5. あとがき

この条例を制定するに先立ち、WEB アンケートや条例検討ワークショップ等の各種取組において、多数の方から幅広いご意見をお寄せいただいたことに感謝いたします。

各種取組からは、子どもは、他者と比べられるのではなく自分自身を見て欲しいこと、自分の希望に従って挑戦する機会を与えて欲しいこと、自分の意見を自由に言える機会を設けてもらいたいことなど、頼もしい意見を多数いただきました。

特に、子ども向けの条例検討ワークショップにおいては、子どもの権利や大人に伝えたいこと等をテーマに対話を重ねることで、子どもが積極的に発言をし、非常にたくさんの声をいただくことができました。ワークショップを通して、子どもが条例や子どもの権利について考えるきっかけとなったことや、子どもからの声を踏まえて条例案を修正しながらワークを進めていくことで、子どもが自分自身の意見、気持ち及び考えが認められることによる自信や、条例と一緒につくっていくという実感に加え、自分の意見、気持ち及び考えを伝えることについて、達成感や高揚感を感じているような姿も多く見られました。

各種取組を通じて、狛江市の子どもの意見を取り入れながら子どもの実情に合わせた狛江市ならではの条例の制定に向けて検討を進めることができたと考えています。

また、条例制定における各種取組からは、子どもから、地域における子どもにとって身近な居場所である学校や児童館等の施設の大人に対しても、自分に関係のあることを決めるときには意見を聴いて欲しい、他者と比べられるのではなく自分自身を見て欲しい、強い言い方や決めつけて否定をしないで欲しい、等の多数の意見をいただきました。子どもの権利を保障していくためには、施設の大人もとても重要な役割を担っています。市や施設関係者、団体と連携・協力して日常的な活動の中でも子どもの権利の保障の視点を持つ必要があるということが読み取れました。また、子育て家庭においても、様々な事情により、子どもの養育やコミュニケーションについて、「やりたくてもできない」状況にある方が一定数いることが推察されました。保護者には子どもの養育及び権利の保障について最も身近に関わる権利と役割を有する立場にあると考えていますが、その全てを保護者が引き受けなければならないということではありません。市としても施設や団体等と連携し、これまで以上に子どもや子育て家庭への支援に取り組んでいくことはもちろん、この条例の制定やこれからの普及啓発活動等、条例を推進していくことを通じて、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指していきます。

一方で、WEB アンケートにおいて、子どもに対しては権利を保障することよりも教育によって大人に導くことの方が重要である、子どもの意見の尊重が行き過ぎないか心配である、偏った意見に左右されるのではないかな、単に理念を定めるだけでは、条例を作っても何も変わらないのではないかな、具体的な施策が重要である、といったご意見もいただきました。

このようなご意見についても、狛江市、狛江市子ども・若者・子育て会議において慎重に

検討しましたが、以下の理由により、この条例を制定することは粕江市にとって必要なことであると考えました。

人生は、自分で状況を認識し、判断し、行動することの連続です。これまで以上に未知の社会的課題が多く出現していくことが予想される現代社会において、子どもに必要なことは、自ら考え、自ら結論を出していく力や、大人の常識を超えた新しいアイデアや挑戦をしていく心です。

条例制定における各種取組で子どもが強く望んでいた、他者と比べられるのではなく自分自身を見て欲しい、自分の希望に従って挑戦する機会や、意見を自由に言える場が欲しいなどの声に応えるためには、大人は子どもの前向きな気持ちを信頼し、一人ひとりの資質や希望に合わせた経験や学びの機会をできる限り提供することや、意見を傾聴し、尊重して、ともに考える姿勢が重要であると考えました。

一方で、子どもの権利が保障されるとしても、自分の権利だけでなく、みんなの権利も守らなければならないこと、法令等の基本的なルールを守る必要があること、子どもに対する教育や大人による経験の伝達も不可欠であること、社会的資源や経済的な事情その他の様々な事情により子どもの全ての希望を無条件に満たすことはできないこと等は、当然のことでもあります。それでも子どもが大人の決めたルールに無条件に従わなければならないわけではなく、大人には、子どもの意見や権利を尊重・保障していくためには具体的にどのようなすれば良いのかが、常に問われているものと考えました。

その上で、子どもの権利は条例によらずとも尊重・保障されるべきものですが、子どもの権利条約やこども基本法の理念がこれまで十分に周知されていないことは前述のとおりであり、この条例はその理念を地域に浸透させ、市全体で共有し実践していくために、子どもの身近な生活の場である粕江という地域において制定することとしました。